

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所
(所在地)

名古屋市西区清里町18番地

氏 名
〔名称及び
代表者の氏名〕

大昭工業 株式会社
代表取締役 木村 諭意智 様

平成22年1月21日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

平成22年3月24日

名古屋市長 河村 たかし



- 1 許可番号 4-1-46
- 2 許可期間 平成22年 4月 1日から
平成24年 3月31日まで
- 3 事業の範囲
浄化槽汚泥（ディスポーザ汚泥を含む）及びごみの収集運搬
以下余白
- 4 許可の条件
運搬先は、市長の指示した場所とする。
以下余白
- 5 許可の更新、変更の状況
平成20年 4月 1日 更新
平成22年 4月 1日 更新
以下余白

再交付・書換え交付
(理由及び年月日)

- 1 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。